

令和 3 年

司法統計年報概要版

2 刑事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2021

VOLUME 2 CRIMINAL CASES

令和 4 年 8 月

AUGUST, 2022

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和3年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、2刑事編の概要を記したものである。

第1 刑事事件等の全事件

令和3年の全裁判所における刑事事件等の新受総人員は、84万5307人であり、令和2年と比較すると0.8%の減少を示している（表1）。

なお、昭和58年以降の新受総人員の推移は、図1のとおりである。

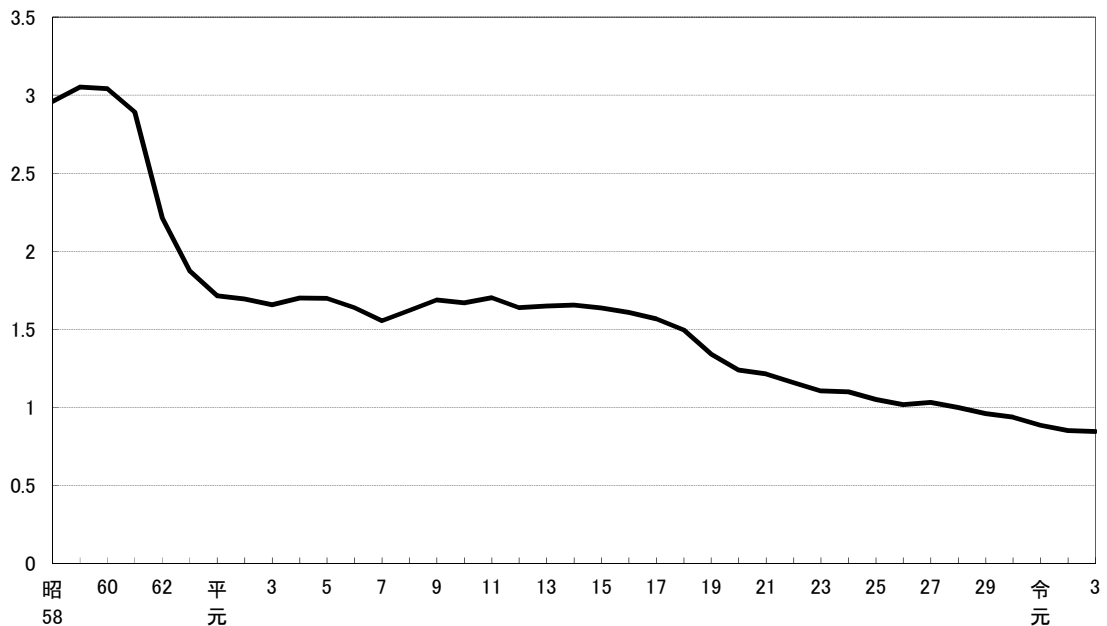
表1 刑事事件等の新受総人員の構成比及び前年比（延べ人員）

事件の種類	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	前年比(%)
総数	852 268	100.0	845 307	100.0	99.2
訴訟事件	78 658	9.2	75 930	9.0	96.5
略式事件	171 840	20.2	165 751	19.6	96.5
その他の事件	601 770	70.6	603 626	71.4	100.3

注1) 総数及びその他の事件には、医療観察事件の数値を含む。

注2) 訴訟事件とは、最高裁は上告、再上告、非常上告及び再審事件を、高裁は控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁は第一審及び再審事件を、簡裁は通常第一審及び再審事件をいう。

図1 刑事事件等の新受総人員の推移
(百万人) (延べ人員)



第2 刑事通常第一審事件

1 新受・既済・未済人員

(1) 簡易裁判所

令和3年の簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、3757人であり、令和2年と比較して、16.0%の減少を示している（表2）。

なお、新受人員の昭和58年以降の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

表2 簡裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	6 679	100	6 722	1 216
30	6 194	93	6 165	1 245
令和元	5 380	81	5 516	1 109
2	4 472	67	4 674	907
3	3 757	56	3 926	738

図2 簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移

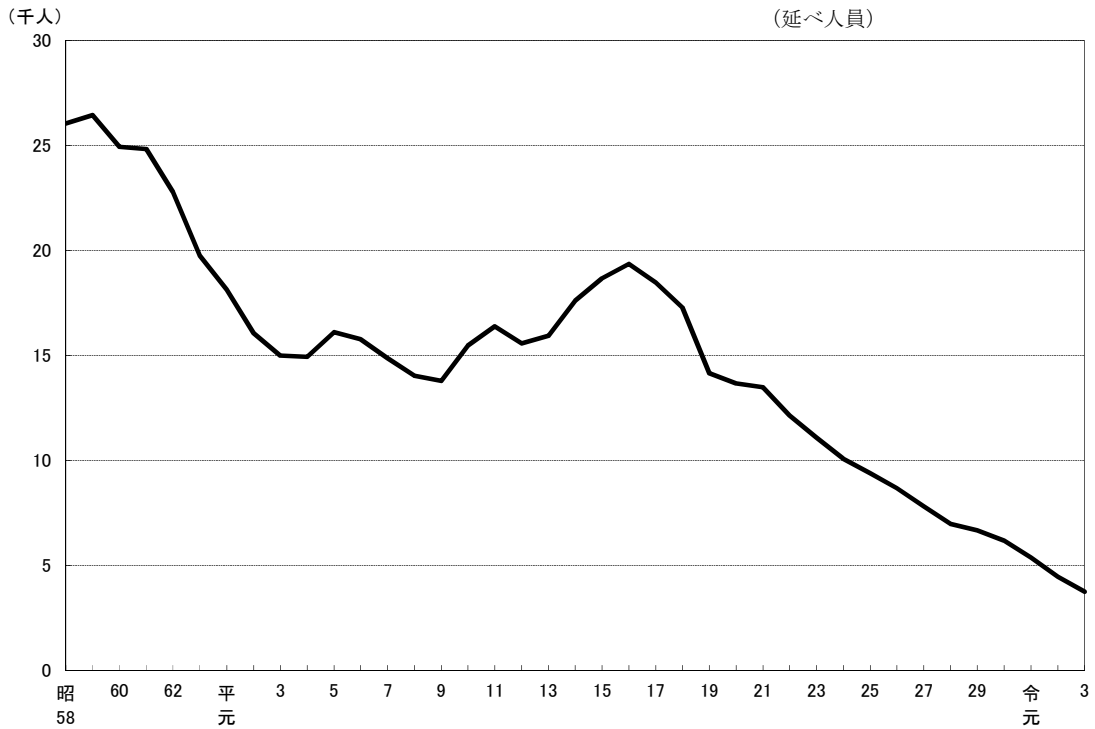
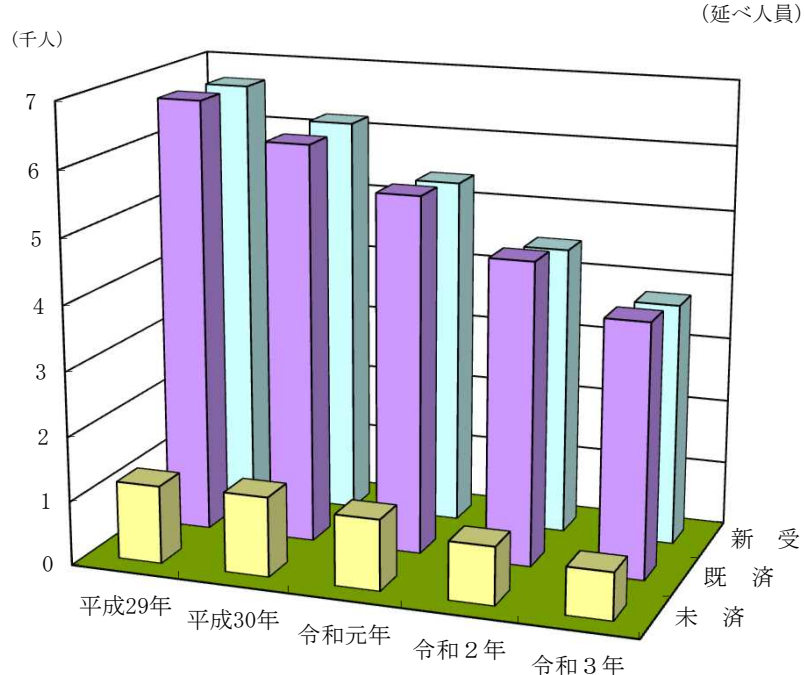


図3 簡裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移



(2) 地方裁判所

令和3年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、6万5151人であり、令和2年と比較して、2.7%の減少を示している（表3）。

なお、新受人員の昭和58年以降の推移は図4、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表3、図5のとおりである。

表3 地裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	68 830	100	69 295	20 789
30	69 027	100	68 163	21 653
令和元	67 553	98	67 220	21 986
2	66 939	97	65 560	23 365
3	65 151	95	66 019	22 497

図4 地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移

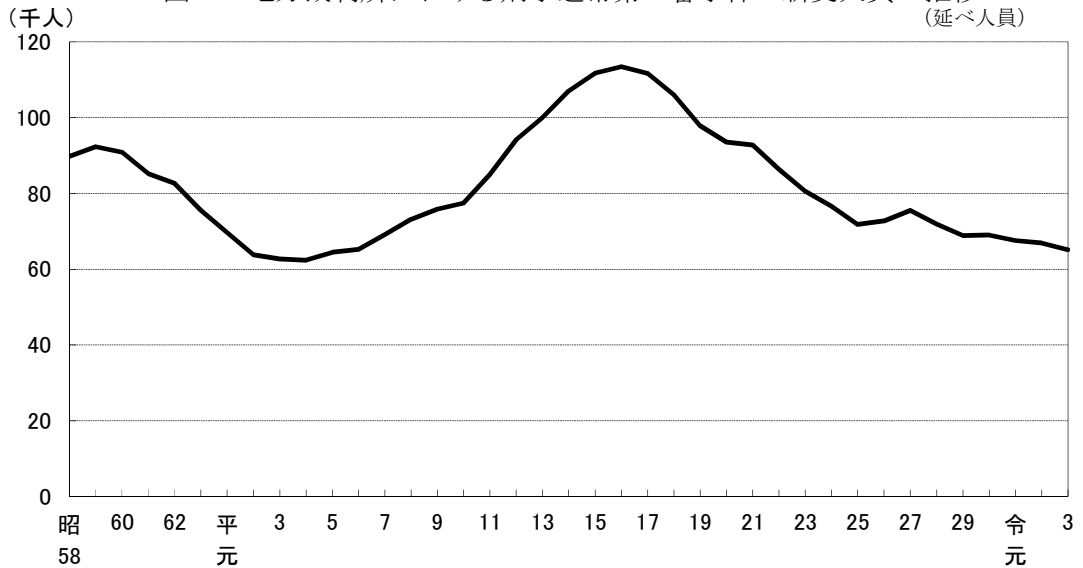
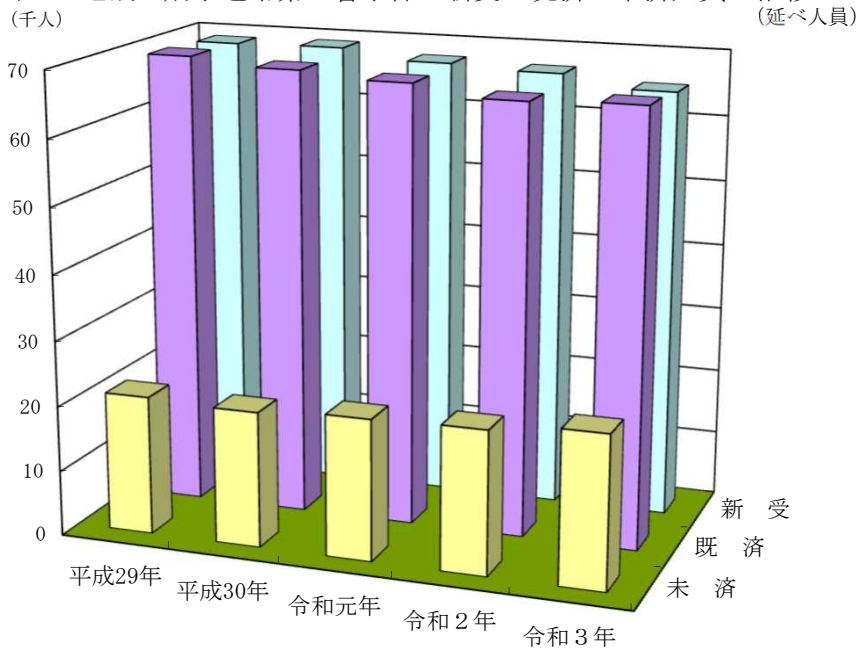


図5 地裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移



2 平均審理期間

刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移を見ると、令和3年は令和2年と比較して、全事件については、地方裁判所は0.1月長くなっている（表4）。

表4 刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間

年次	裁判所		地 裁				
	簡	裁	全事件	合議		単独	否認事件
				うち裁判員			
平成 29	2.2 月	5.9 月	3.2 月	8.9 月	10.1 月	2.9 月	8.9 月
30	2.2	6.2	3.3	8.5	10.1	2.9	9.2
令和 元	2.4	7.0	3.4	8.4	10.3	3.1	9.3
2	2.5	7.5	3.6	9.2	12.0	3.3	10.1
3	2.5	7.3	3.7	9.9	12.6	3.3	10.6

注1) 平均審理期間は次の階級区分により算出した。()内は階級の代表値で月数を表す。

1月以内(0.5)、2月以内(1.5)、3月以内(2.5)、6月以内(4.5)、1年以内(9)、2年以内(18)、3年以内(30)、3年を超えるもの(60)の8区分

注2) 否認には一部否認及び黙秘を含む。

注3) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

3 終局区分

令和3年の終局総人員は、令和2年と比較して、簡易裁判所では15.6%の減少、地方裁判所では0.8%の減少を示している（表5、表6）。

表5 簡裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令和2年	令和3年
終 局 総 人 員		3 901	3 291
うち刑法犯		3 568	2 988
うち特別法犯		333	303
有	総 数	3 622	3 037
	うち全部執行猶予	1 998	1 717
	うち一部執行猶予	2	-
	懲 役	2 953	2 441
	罰 金	659	589
	拘 留	6	5
罪	科 料	4	2
	刑 の 免 除	-	-
	無 罪	3	3
免 訴	-	-	
公 訴 棄 却	(1)31	(1)33	
管 轄 違 い	-	-	
取 下 げ	69	60	
移 送 そ の 他	176	158	

注) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。

表6 地裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令 和 2 年		令 和 3 年	
		総 数	うち裁判員	総 数	うち裁判員
終 局 総 人 員		47 117	905	46 735	904
うち刑法犯		23 452	673	23 446	766
うち特別法犯		23 665	232	23 289	138
有 罪	総 数	45 686	893	45 138	892
	うち全部執行猶予	27 748	179	27 571	163
	うち一部執行猶予	1 270	-	971	1
	死 刑	3	3	3	2
	無 期（懲・禁）	12	12	18	16
	有 期 懲 役	41 310	876	40 838	874
	有 期 禁 錮	2 734	1	2 621	-
	罰 金	1 627	1	1 658	-
	拘 留	-	-	-	-
	科 料	-	-	-	-
刑 の 免 除	-	-	-	-	
無 罪	72	12	88	9	
免 訴	1	-	-	-	
公 訴 棄 却	(2)150	-	(3)174	-	
管 轄 違 い	1	-	-	-	
取 下 げ	6	-	4	-	
移 送 そ の 他	1 201	-	1 331	3	

注1) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。

注2) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。

注3) 「うち裁判員」の「移送その他」は、家裁への移送の人員である。

4 外国人事件

令和3年の外国人の刑事通常第一審事件の有罪人員は、4780人であり、これを国籍別に見ると、ベトナムが33.9%、中国が18.1%、韓国・朝鮮が11.0%を占めている（図6）。

令和3年の刑事通常第一審事件について、通訳人又は翻訳人が付いた外国人の有罪人員は、令和2年と比較すると、簡易裁判所では40.5%の減少、地方裁判所では7.3%の減少を示している（表7）。

図6 外国人の刑事通常第一審事件の国籍別の有罪人員(令和3年)

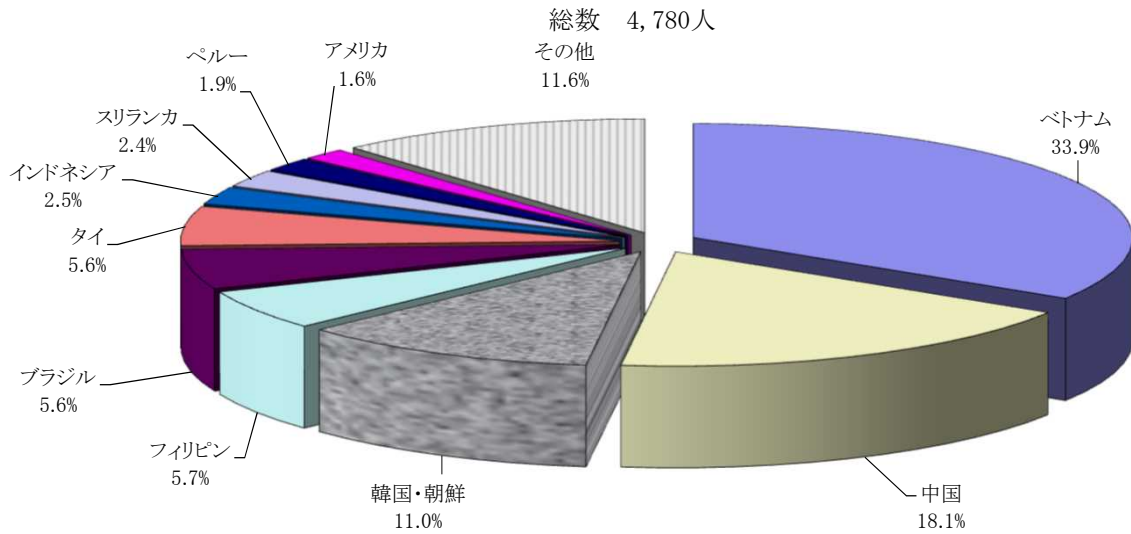


表7 刑事通常第一審事件において通訳人又は翻訳人が付いた外国人の有罪人員

裁判所 区分 年次	簡裁				地裁			
	有罪人員	うち外国人			有罪人員	うち外国人		
		通訳人・翻訳人員	の付いた人員 (指数)	の付いた人員 (指数)		通訳人・翻訳人員	の付いた人員 (指数)	の付いた人員 (指数)
平成 29	5 208	115	65	100	49 335	3 665	2 915	100
30	4 768	93	55	85	48 507	4 418	3 657	125
令和 元	4 230	95	51	78	47 445	4 585	3 829	131
2	3 622	68	37	57	45 686	5 055	4 387	150
3	3 037	53	22	34	45 138	4 727	4 068	140

第3 利用上の注意

- 1 数値は、特に断りのない限り全て人員である。

なお、刑事事件統計における事件の計上は、訴訟手続とも関連して、1被告人を1人に数える実人員による場合と、1被告人を数人に数える延べ人員による場合とがある。

- 2 「刑事事件等」とあるのは、医療観察事件（平成17年7月15日施行）を含むことを表す。

- 3 「通常第一審」とあるのは、通常の公判手続による事件のみを表す。
- 4 数値は、令和4年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 5 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合が100%とならない場合がある。
- 6 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。